

平成24年第Ⅰ回短答式管理会計論

わが国の「原価計算基準」に照らして、(ア)～(オ)に当てはまる適切な用語を選択し、すべて正しい組合せを示す番号を一つ選びなさい。なお、(＊)に当てはまる用語は各自で考えること。

1. 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、補修指図書に集計された（ア）を仕損費とする。
2. 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために、新たに製造指図書を発行する場合、旧製造指図書の全部が仕損になったときは、（イ）に集計された（ア）を仕損費とする。
3. 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために、新たに製造指図書を発行する場合、旧製造指図書の一部が仕損になったときは、（ウ）に集計された（ア）を仕損費とする。
4. 軽微な仕損については、仕損費を計上しないで、単に仕損品の（エ）又は（オ）を、当該製造指図書に集計された（＊）から控除するにとどめることができる。

用語：①補修費 ②製造原価 ③新製造指図書 ④旧製造指図書
⑤補修指図書 ⑥見積売却価額 ⑦見積利益額 ⑧見積利用価額

	ア	イ	ウ	エ	オ
1.	①	③	⑤	⑦	⑧
2.	①	④	③	⑥	⑧
3.	①	③	⑤	⑥	⑦
4.	②	④	③	⑥	⑧
5.	②	③	⑤	⑦	⑧

平成25年第Ⅰ回短答式管理会計論

問題 5 当工場では、個別原価計算を実施している。次の〔資料〕に基づき、計算結果として正しい記述を示す番号を一つ選びなさい。なお、計算過程で端数が生じる場合は円未満を四捨五入する。

〔資料〕

1. 指図書別データ

	# 50	# 50-2	# 51	# 51-2	# 52	# 52-2
前月までの原価(円)	175,800	—	—	—	—	—
当月予定原材料消費価格(円/kg)	800	800	700	700	300	300
当月実際原材料消費量(kg)	140	4	60	180	680	120
当月実際直接作業時間(時間)	210	8	20	300	170	30

(注)

- (1) 指図書 # 50 は、A 製品 100 個の受注生産のための指図書である。完成品 100 個の検品中 4 個の不良品が発見されたので、その補修のために補修指図書 # 50-2 を発行した。補修終了後、すべて合格品となった。月末までに A 製品 100 個はすべて受注先に納入された。
 - (2) 指図書 # 51 は、B 製品 60 個の受注生産のための指図書である。指図書 # 51 の生産過程でその全部が仕損となったので、その代品の製作のために指図書 # 51-2 を発行した。月末までに B 製品 60 個はすべて受注先に納入された。なお、指図書 # 51 の仕損品の評価額は指図書 # 51 の集計額の 30 % である。
 - (3) 指図書 # 52 は、C 製品 170 個の受注生産のための指図書である。指図書 # 52 の生産過程でその一部が仕損となり補修によって回復の見込みがないので、その代品を製作するために指図書 # 52-2 を発行した。月末までに C 製品 170 個はすべて受注先に納入された。なお、指図書 # 52-2 の仕損品の評価額は 35,000 円である。
2. 直接労務費の計算には予定消費賃率を使用する。
- 予定消費賃率 900 円/時間
3. 製造間接費は直接作業時間を基準として予定配賦する。
- 予定配賦率 520 円/時間
4. 当月の実際原価データ
- 原材料費 528,500 円
- 直接労務費 660,000 円
- 製造間接費 380,060 円
5. 仕損費および原価差異は、わが国の「原価計算基準」に従って処理する。

平成25年第Ⅰ回短答式管理会計論

1. A製品の完成品単位原価は、6,104 円である。
2. B製品の完成品単位原価は、9,200 円である。
3. C製品の完成品単位原価は、2,876 円である。
4. A製品・B製品・C製品の仕損費の合計額は、163,560 円である。
5. 当月の原価差異総額は、13,200 円(不利差異)である。

平成25年第Ⅰ回短答式管理会計論

問題 4

当工場は数種類の製品を受注生産している。当月に生産する製品の製造指図書は、#10、#20、#30であり、そのすべてに正常仕損が発生している。#10-2は、#10の全部が仕損となったための代品製作にかかわる製造指図書、#20-2は#20の一部が仕損となったための補修にかかわる補修指図書である。#30にも仕損が発生したが軽微なため仕損にかかわる製造指図書は発行していない。#10と#30に関する仕損品には売却価値があり、その売却見積額はそれぞれ15,200円、7,600円である。なお、#30からは作業くずが40kg発生しているが、この売却見積単価は200円/kgであり、また、この作業くずを処理するための費用が合計で1,500円発生している。

以下の〔資料〕に基づき算定された各製造指図書の正しい製造原価の組合せの番号を一つ選びなさい。

〔資料〕

1. 指図書別データ

製造指図書	#10	#10-2	#20	#20-2	#30
月初仕掛品	6,500円	—	—	—	—
直接材料費	8,800円	30,000円	42,000円	9,000円	60,000円
実際機械運転時間	30時間	100時間	150時間	40時間	60時間

2. 加工費は以下に基づいて予定配賦している。

- (1) 当月達成可能最大操業度(機械運転時間) 500時間
- (2) 当月予算操業度 達成可能最大操業度の80%
- (3) 当月加工費予算 160,000円

	#10-2	#20	#30
1.	70,000円	102,000円	69,900円
2.	82,100円	127,000円	76,400円
3.	82,100円	102,000円	76,400円
4.	82,100円	127,000円	69,900円
5.	70,000円	102,000円	76,400円

問題 3

下記のア～エの記述のうち、わが国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せを示す番号を一つ選びなさい。(5点)

ア. 個別原価計算における直接費は原則として当該指図書に関する予定発生額をもって賦課し、間接費は原則として予定配賦率をもって各指図書に配賦する。

イ. 個別原価計算において、作業くずは、これを総合原価計算の場合に準じて評価し、その発生部門の部門費から控除する。ただし、必要ある場合には、これを当該製造指図書の直接材料費又は製造原価から控除することができる。

ウ. 経営の目的とする製品の生産に際してのみでなく、自家用の建物、機械、工具等の製作又は修繕、試験研究、試作、仕損品の補修、仕損による代品の製作等に際しても、これを特定指図書を発行して行なう場合は、個別原価計算の方法によってその原価を算定する。

エ. 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において、旧製造指図書の一部が仕損となったときは、旧製造指図書に集計された製造原価を仕損費とする。

1. アイ
2. アウ
3. イウ
4. イエ
5. ウエ

平成26年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 3

当工場では、個別原価計算を実施している。第1製造部門と第2製造部門があり、補助部門はない。当月の受注品は指図書#50で扱うこととした。指図書#50の受注品10個のうち2個が第2製造部門で仕損となった。仕損品の評価額はない。仕損は第2製造部門にて発生し正常と認められた。代品製造のために指図書#50-2を発行し、代品の製造を行った。次の〔資料〕に基づき、(ア)仕損費を直接経費として処理した場合の第2製造部門の製造間接費配賦差異と、(イ)仕損費を第2製造部門費の予定配賦率に含めた場合の指図書#50の製造原価の計算結果として正しい組合せを示す番号を一つ選びなさい。なお、計算結果で端数が生じる場合は円未満を四捨五入する。(6点)

〔資料〕

1. 製造指図書#50の当月実際原価データ

	直接材料費	直接作業時間	消費賃率
第1製造部門	1,800,000円	76時間	@1,200円
第2製造部門	—	112時間	@1,300円

2. 製造間接費データ(予定配賦率の配賦基準は直接作業時間)

		予定配賦率	実際発生額
第1製造部門		@6,700円	582,700円
第2製造部門	(ア)の場合	@8,500円	979,600円
	(イ)の場合	@10,600円(注)	1,564,800円

(注)仕損費の予定配賦率(配賦基準は直接作業時間)@2,100円を含む。

3. 指図書#50-2の当月実際原価データ

	直接材料費	直接作業時間
第1製造部門	450,000円	13時間
第2製造部門	—	25時間

	(ア)の場合	(イ)の場合
1.	184,900円(有利差異)	3,733,200円
2.	184,900円(有利差異)	4,295,700円
3.	27,600円(不利差異)	4,295,700円
4.	27,600円(不利差異)	3,546,100円
5.	24,500円(不利差異)	3,733,200円

平成26年第Ⅱ回短答式管理会計論

平成27年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 3

当社では単純個別原価計算を実施している。下記の〔資料〕に基づいて完成品製造原価を計算し、製造指図書 No. 101 の完成品製造原価として正しい金額を示す番号を一つ選びなさい。なお、製造間接費は実際配賦を行う。また、計算過程で端数が生じる場合は、円未満を四捨五入する。(7点)

〔資料〕

- (1) 直接材料費の払出単価の計算方法として総平均法を採用しており、材料元帳によれば、当月の材料の総平均単価および払出量は次のとおりである。

総平均単価 9,750 円/kg

製造指図書 No. 101 の製品製造のため 36 kg

製造指図書 No. 102 の製品製造のため 66 kg

- (2) 間接材料費当月発生額 19,110 円

- (3) (ア) 作業時間報告書によれば、直接工の当月の直接作業時間は次のとおりである。

No. 101…240 時間 No. 102…150 時間

(イ) 直接工の当月の総平均賃率…1,560 円/時間

(ウ) 直接工の当月の手待時間…4 時間(うち、管理可能な原因に基づく手待時間：3 時間、異常な原因に基づく手待時間：1 時間)

(エ) 直接工が当月、間接作業に携わった時間…2 時間

(オ) 間接工の間接作業に対する労務費の当月発生額…31,200 円

- (4) 間接材料費、間接労務費以外の製造間接費当月発生額…233,220 円

- (5) 製造間接費の配賦基準として直接作業時間を採用している。

- (6) 製造指図書 No. 101 の製品は月初では仕掛となっていた(月初仕掛品原価：68,000 円)。製造指図書 No. 101, No. 102 の製品はいずれも当月完成した。

1. 904,680 円

2. 972,680 円

3. 973,640 円

4. 989,550 円

5. 990,150 円

平成27年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 4

次のア～エの記述のうち、わが国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せを示す番号を一つ選びなさい。(5点)

ア. 個別原価計算は、会社の本来の販売目的としている製品を生産する場合に適用される原価計算の方法であり、自家用の工具の製作や試作品の原価を算定するために利用することは適切ではない。

イ. 個別原価計算において、労働が機械作業と密接に結合して総合的な作業となり、そのため製品に賦課すべき直接労務費と製造間接費とを分離することが困難な場合その他必要ある場合には、加工費について部門別計算を行い、部門加工費を各指図書に配賦することができる。

ウ. 個別原価計算における間接費は、原則として部門間接費として各指図書に配賦する。間接費は、原則として予定配賦率をもって各指図書に配賦する。

エ. 個別原価計算において、作業くずは、これを総合原価計算の場合に準じて評価し、原則として、その評価額を当該製造指図書の直接材料費または製造原価から控除する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成27年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 3

個別原価計算において仕損が発生する場合の仕損費に関する次のア～エの記述のうち、わが国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せを示す番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア. 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、補修指図書に集計された製造原価を仕損費とする。

イ. 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において

(1) 旧製造指図書の全部が仕損となったときは、新製造指図書に集計された製造原価を仕損費とする。

(2) 旧製造指図書の一部が仕損となったときは、旧製造指図書に集計された製造原価を仕損費とする。

ウ. 仕損の補修又は代品の製作のために別個の指図書を発行しない場合には、仕損の補修等に要する製造原価を見積ってこれを仕損費とする。

エ. 仕損品が売却価値又は利用価値を有する場合には、その見積額を控除した額を仕損費とする。軽微な仕損については、仕損費を計上しないで、単に仕損品の見積売却価額又は見積利用価額を、当該製造指図書に集計された販売費および一般管理費から控除するにとどめることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成28年第Ⅱ回短答式管理会計論

- 問題 2** 同一製品をロット別に生産している当工場では、原価計算の方法として個別原価計算と単純総合原価計算のどちらを採用するかを再検討することにした。そこで次の〔資料〕に基づき計算した結果、10月の完成品原価の総額は、個別原価計算による場合と単純総合原価計算による場合とで異なってくることが判明した。この差額に近い金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(7点)

〔資料〕

1. 生産・原価データ

	数量(個)	直接材料費(千円)	直接労務費(千円)
10月 月初			
#101(仕掛品)	200	4,000	1,480
10月 投入			
#101	—	—	1,000
#102	140	2,800	1,600
#103	100	2,000	1,400
#104	160	3,200	2,400
#105(月末仕掛品)	180	3,600	400

(注) #105以外は全て10月中に完成した。

2. 計算条件

- (1) 製造間接費は直接労務費の200%で予定配賦する。
- (2) 9月および10月の予定配賦率は変わらない。
- (3) 単純総合原価計算の場合、仕掛品の評価は平均法による。
- (4) 直接材料は全て製造着手時に投入される。
- (5) 月末仕掛品の加工費進捗度は50%である。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 2,000千円 | 2. 2,500千円 | 3. 3,500千円 |
| 4. 4,500千円 | 5. 8,000千円 | |

平成28年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 3

個別原価計算に関する次の記述のうち、我が国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア. 経営の目的とする製品の生産に際してのみでなく、自家用の建物、機械、工具等の製作又は修繕、試験研究、試作、仕損品の補修、仕損による代品の製作等に際しても、これを特定製造指図書を発行して行なう場合は、個別原価計算の方法によってその原価を算定する。

イ. 個別原価計算における直接費は、発生をつど又は随時に整理分類して、これを当該指図書に配賦する。

ウ. 個別原価計算における間接費は、原則として部門間接費として各指図書に配賦する。

エ. 個別原価計算において、労働が機械作業と密接に結合して総合的な作業となり、そのため製品に賦課すべき直接労務費と製造間接費とを分離することが困難な場合その他必要ある場合には、直接労務費についてのみ部門別計算を行ない、部門加工費を各製造指図書に配賦することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成28年第Ⅱ回短答式管理会計論

平成28年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 4

当社は、部門別個別原価計算を採用している。当月発行した製造指図書のうち、製造指図書 # 101 の全てが仕損となり、代品製造のため製造指図書 # 101-2 が発行されている。次の〔資料〕に基づき、仕損費の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。
(7 点)

〔資料〕

1. 当月発生した仕損に関連する製造指図書の概要(2. で示す事項を除く)

指図書番号	# 101	# 101-2
生産数量	30 台	30 台
直接材料費		
A 材料(単価 3,000 円/kg)	80 kg	80 kg
B 材料(単価 4,500 円/kg)	30 kg	30 kg
直接労務費		
甲部門(予定賃率 2,000 円/直接作業時間)	58 時間	60 時間
乙部門(予定賃率 2,400 円/直接作業時間)	24 時間	25 時間
製造間接費		
甲部門(予定配賦率 500 円/直接作業時間)	58 時間	60 時間
乙部門(予定配賦率 720 円/直接作業時間)	24 時間	25 時間

2. 仕損品に関する事項

- (1) 仕損品については、全て甲部門において A 材料と B 材料とに分離され、再生材料として使用される。材料の分離に要する原価は、該当する製造指図書に集計されるが、上記 1. では未集計である。甲部門における材料の分離に要する作業時間は 2 直接作業時間である。
- (2) 分離した再生材料の評価に用いる単位当たり見積購入価格は、投入材料の単価によるものとする。
- (3) 再生材料の分離過程において、A 材料、B 材料ともに投入量の 20 % の作業屑が生じる。作業屑は、両材料ともに 150 円/kg で評価し、該当する製造指図書から控除するものとする。

1. 291,580 円 2. 296,580 円 3. 299,880 円
4. 594,880 円 5. 603,000 円

平成29年第Ⅰ回短答式管理会計論

問題 6

次の記述のうち、我が国の「原価計算基準」に照らして正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア. 単純総合原価計算は、同種製品を反復連続的に生産する生産形態に適用する。単純総合原価計算にあつては、一原価計算期間に発生したすべての原価要素を集計して当期製造費用を求め、これに期首仕掛品原価を加え、この合計額を、完成品と期末仕掛品とに分割計算することにより、完成品総合原価を計算し、これを製品単位に均分して単位原価を計算する。

イ. 等級別総合原価計算は、同一工程において、同種製品を連続生産するが、その製品を形状、大きさ、品位等によって等級に区別する場合に適用する。等級別総合原価計算にあつては、各等級製品について適当な等価係数を定め、一期間における完成品の総合原価又は一期間の製造費用を等価係数に基づき各等級製品にあん分してその製品原価を計算する。

ウ. 組別総合原価計算は、異種製品を組別に連続生産する生産形態に適用する。組別総合原価計算にあつては、一期間の製造費用を組直接費と組間接費又は原料費と加工費とに分け、等級別総合原価計算に準じ、組直接費又は原料費は、各組の製品に賦課し、組間接費又は加工費は、適当な配賦基準により各組に配賦する。次いで一期間における組別の製造費用と期首仕掛品原価とを、当期における組別の完成品とその期末仕掛品とに分割することにより、当期における組別の完成品総合原価を計算し、これを製品単位に均分して単位原価を計算する。

エ. 個別原価計算は、種類を異にする製品を連続的に生産する生産形態に適用する。個別原価計算にあつては、特定製造指図書について個別的に直接費および間接費を集計し、製品原価は、これを当該指図書に含まれる製品の生産完了時に算定する。経営の目的とする製品の生産にさいしてのみでなく、自家用の建物、機械、工具等の製作又は修繕、試験研究、試作、仕損品の補修、仕損による代品の製作等にさいしても、これを特定指図書を発行して行なう場合は、個別原価計算の方法によってその原価を算定する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成29年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 4 当工場では、単純個別原価計算を実施している。次の〔資料〕に基づき、指図書別原価計算表を作成し勘定記入を行うとき、(ア)と(イ)に当てはまる金額の組合せとして最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、(*)に当てはまる数値は各自推定すること。
(8点)

〔資料〕

- # 100 に一部仕損が発生し、これを補修するために新製造指図書 # 101 が発行された。
- # 200 の全てが仕損となり、代品を生産するために新製造指図書 # 201 が発行された。仕損品の売却価値は 450,000 円である。
- # 300 は当月着手したものであるが、一部仕損が生じ代品を生産するために新製造指図書 # 301 が発行された。仕損品の売却価値は 300,000 円である。
- # 100 と # 301 に作業屑が発生し、その評価額は # 100 が 150,000 円、# 301 が 240,000 円である。評価額は、指図書別原価計算表において製造原価から控除する。
- # 100 は全て完成し納品済みであるが、# 201 は全て完成したが未納入である。また、# 300 は受注数量 50 個のうち 20 個が完成したので分割納入した。# 300 の納入分については、予定製造単位原価 100,000 円で計算する。
- 製造間接費は直接労務費を基準に配賦する。配賦率は 150 % である。

指図書別原価計算表

(単位：円)

	# 100	# 200	# 300	# 101	# 201	# 301
前月繰越	(*)	(ア)	—	—	—	—
直接材料費	2,200,000	1,870,000	(*)	(イ)	2,090,000	(*)
直接労務費	800,000	(*)	(*)	(*)	(*)	500,000
製造間接費	(*)	1,500,000	1,350,000	(*)	1,950,000	(*)
小計	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	2,350,000
作業屑	(*)	—	—	—	—	(*)
仕損品	—	(*)	—	—	—	(*)
仕損費	1,825,000	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
合計	(*)		(*)		(*)	

仕掛品

(単位：円)

製品

(単位：円)

前月繰越	(*)	製品	(*)	仕掛品	(*)	売上原価	8,725,000
直接材料費	9,460,000	貯蔵品	(*)	/	(*)	次月繰越	(*)
直接労務費	(*)	次月繰越	3,435,000				(*)
製造間接費	(*)						
23,010,000			23,010,000				

平成29年第Ⅱ回短答式管理会計論

	(ア)	(イ)
1.	450,000 円	625,000 円
2.	450,000 円	725,000 円
3.	450,000 円	825,000 円
4.	850,000 円	725,000 円
5.	850,000 円	825,000 円

平成29年第Ⅱ回短答式管理会計論

問題 3

個別原価計算に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア. 個別原価計算は、販売目的としている製品を生産する場合に適用される原価計算の方法であり、自家用の工具の制作や試作品の原価を算定するために利用することはできない。

イ. 個別原価計算は、注文によって異なる製品やサービスを個別に生産する受注生産形態、総合原価計算は同一あるいは同種製品を大量かつ反復的に生産する見込生産形態において採用される。企業は自社の事業特性や生産形態に応じて、両方を採用することができる。

ウ. 個別原価計算では正確な製品原価を計算し、原価管理を効果的に実施するために、原則として、直接費を部門毎に把握し、これを適切な配賦基準により各製品の指図書に配賦する。

エ. 個別原価計算は、建築物、船舶、航空機などの有形の製品の製造に限らず、無形の映画やアニメの制作にも適用することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成31年第 I 回短答式管理会計論

問題 4

当工場では、実際部門別個別原価計算を採用している。当工場には、製造部門として塗装部門および組立部門、補助部門として動力部門があり、製造間接費は部門別に予定配賦を行っている。次の〔資料〕に基づき、組立部門費の配賦差異として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算過程で端数が生じる場合、計算途中では四捨五入せず、最終数値の円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

1. 当月の直接材料費、直接労務費、各製造部門における直接作業時間の内訳

	# 100	# 100-2	# 200	# 200-2
直接材料費	1,800,000 円	270,000 円	380,000 円	950,000 円
直接労務費	1,250,000 円	320,000 円	550,000 円	1,350,000 円
塗装部門の 直接作業時間	525 時間	210 時間	315 時間	1,050 時間
組立部門の 直接作業時間	576 時間	272 時間	240 時間	512 時間

2. 各部門における年間の製造間接費予算額および基準操業度

	製造間接費予算額(仕損費を含まない。)	基準操業度
塗装部門	22,500,000 円	25,000 時間
組立部門	21,600,000 円	18,000 時間
動力部門	5,400,000 円	240,000 kwh

3. 当月の製造間接費実際発生額および実際操業度

	製造間接費実際発生額(仕損費を含まない。)	実際操業度
塗装部門	1,875,000 円	2,100 時間
組立部門	1,800,000 円	1,600 時間
動力部門	450,000 円	20,000 kwh

4. その他

- (1) # 100-2 は # 100 の一部に仕損が生じたための代品製造指図書、# 200-2 は # 200 が全損となったために発行された代品製造指図書である。仕損品の売却評価額は、それぞれ 28,350 円と 65,000 円である。
- (2) 仕損は組立部門のみで発生する。当年度の仕損費の予定発生額は 21,780,000 円であり、仕損費を組立部門費の予定配賦率に含めて計算する。
- (3) 動力部門の基準操業度は期待実際操業度であり、当年度は塗装部門へ 96,000 kwh、組立部門へ 144,000 kwh を提供する予定である。
- (4) 当月の動力部門の実際用役提供量は、塗装部門が 11,000 kwh、組立部門が 9,000 kwh であった。
- (5) 実際発生額の集計を行う際、補助部門費は実際額を配賦する。

1. 154,500 円(不利差異)
2. 1,129,090 円(不利差異)
3. 1,222,440 円(不利差異)
4. 1,936,000 円(不利差異)
5. 3,065,090 円(不利差異)